いじめ防止基本方針に基づくマニュアル

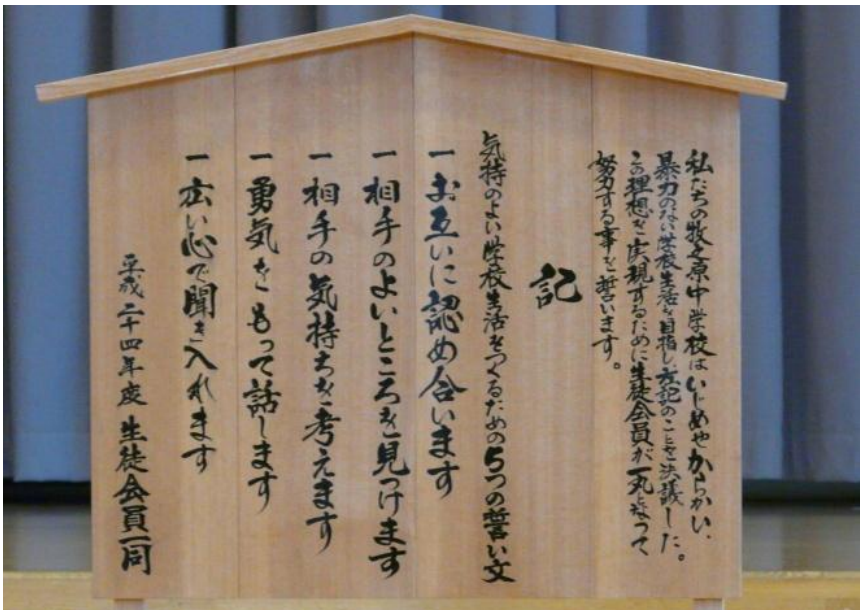

目次

第１章　いじめの防止対策等の基本的な考え方

　　１　いじめの定義と様態

　　２　いじめの構造への理解

　　３　いじめ防止対策の基本的な考え方

第２章　牧之原中学校の具体的ないじめの防止対策

　　１　学校いじめ防止基本方針の策定

　　２　いじめの防止対策委員会の設置

　　３　いじめの防止等のための指導・支援

　　(1) いじめの未然防止

　　ア　道徳教育等の推進

　　イ　子どもの自主的活動の場の設定

　　ウ　子どもの規範意識の形成の推進

　　エ　保護者や地域への啓発

　　(2) いじめの早期発見・早期対応

　　ア　子どもの実態把握

　　イ　相談体制の整備

　　ウ　学校のいじめに対する措置

　　エ　教職員の資質向上

資　料

牧之原市菊川市学校組合立牧之原中学校

はじめに

平成 25 年９月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、平成 26 年３月に静岡県においても「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定されました。同法では、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の策定（同法第 13 条）及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置（同法第 22 条）が義務づけられました。牧之原中学校でも、いじめ防止対策推進法の意義を踏まえ、適切に対応するため「学校いじめ防止基本方針」を策定し「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置します。

第１章　いじめの防止対策等の基本的な考え方

１　いじめの定義と様態

いじめとは、**「児童・生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」**をいいます。代表的ないじめの表れ・行為として、以下の(1)から(8)のような様態があります。

(1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
(2) 仲間はずれ、集団から無視をされる。
(3) 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
(4) 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
(5) 金品をたかられる。
(6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(7) 嫌なことや恥ずかしいこと､危険なことをされたり､させられたりする。
(8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(1)から(8)の一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って判断します。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることを認識し、当該生徒や周囲の状況等をしっかりと確認します。

２　いじめの構造への理解

牧之原中学校では、**いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるもの**と考えています。いじめた・いじめられたという二つの立場の関係に加え、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいるという大阪市立大学名誉教授森田洋司氏「いじめの４層構造」の認識に立っています。牧之原中学校では、「暴力を伴ういじめ」は発生していませんが、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、不幸な結果となった他中学のような生命又は心身に重大な危険を生じさせるという認識を持って対処します。

また、牧之原中学の学区の生徒は、保育園から中学校までの間、人間関係が固定されます。12 年間の固定した集団内のため、暴力を伴わない嫌がらせやいじわる等は、多くの生徒が入れ替わり立ち替わりいじめられる側といじめる側の両方の立場を経験する可能性があると認識しています。

３　いじめ防止及び発見・対応の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が必要と考えます。いじめは、**どのような理由があろうとも絶対に許されない行為**です。いじめられた子どもは心身ともに傷つきます。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

しかし、ＳＮＳ等の普及により、校外で、発生し重篤化するケースが増えています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。このため、**未然に防止とともに早期発見・早期対応を車の両輪と考えます**。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切と考えると同時に、抑もいじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められていると考えています。**心の通い合う、いじめに向かわない、温かな人間関係の中で、健やかでたくましい子ども**を育てていきます。

子どもは、家庭・学級・学校等の集団において、まず自分はどういう人間であるか自己理解を深めていきます。そして、その中で、自己を取り巻いている他者とは、どういう人間であり、どのような考え方や行動をするか他者理解を深めていきます。

このため傾聴を基礎とする他者の意見・考え方を受け入れる他者の受容と、アサーション等の自分の考え方をしっかりと分かりやすく伝える自己主張を繰り返し指導します。そこで「**ありのままの自分を相互に受け止め合うような関わり合い**」の体験（信頼体験）をとおして、豊かな感受性を促進していきます。

教職員と生徒との信頼関係を大切にし、豊かな感受性を持つ生徒達の集団を育み、その集団の中で安心して自分を表現できる環境づくりに努めます。きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を、学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らが体験できる機会を大切にし、健やかで豊かな心を持った子どもの集団を育てていきます。

家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切と考えます。家庭には、子どもとの関わりや対話を大切にし、子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切であると発信し続けます。また、地域には、子どもを温かく、時に厳しく見守っていただくよう呼びかけます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめをできるだけ早期に発見し、適切に対応するため、学校内ばかりだけでなく、家庭、地域等からも、いじめの事実（いじめの現場を目撃した等）の情報提供を求めます。

保護者の教育権に基づき、いじめられる側といじめる側のこどもの保護者にしっかりと情報・状況を説明します。

併せて、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、地域総がかりで、基本的な考え方を共有し、いじめを未然に防止するように啓発していきます。

ア　早期発見　－いじめはどの子どもにも起こりうる立場に立つ－

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ていると考えます。深刻な事態にならないため、周りの大人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていきます。

牧之原中学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的にアンケート調査等を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めます。

イ　早期対応　－いじめられている子どもの立場に立って組織的に－

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校は、状況に応じて家庭・地域と連携し、速やかに協力して対応します。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応します。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関、人権啓発センター、法務局など関係機関等とも深く連携します。

第２章　牧之原中学校の具体的ないじめの防止対策

１　学校いじめ防止基本方針の策定

牧之原中学校では、学校は、国及び県のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして、生徒の実情に応じ、有識者の意見を取り入れ、実効性のある具体的ないじめ防止対策等基本方針を策定しました。

これは、学校経営目標の１つ「安全、安心が保証された環境」の整備の視点から、学校組合立牧之原中学校教職員全員で取り組んでいきます。

生徒が安全、安心を感じ心地の良さを感じ取れるよう、**いじめの防止・発見・対応のすべての対策段階で、さ最悪の事態を想定し　し慎重に　す素早く　せ誠意を持って　そ組織として対応する**という対策上の「さしすせそ」を厳守する旨を基本方針として宣言します。**［資料１・資料２参照］**

策定後は、ホームページ等を使うなどして公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討します。

２　いじめの対策委員会の設置

構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任とします。

いじめの対策委員会は、生徒指導主事を座長とし、情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等をはかるため、定期的に打合せを行います。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

必要に応じて、委員会には学級担任や部活動顧問や養護教諭等、関係の深い教職員を追加したり、心の相談員、スクールカウンセラーを追加します。

いじめの様態によっては、対応のために専門家、医師、教員・警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。**［資料３参照］**

３　いじめの防止等のための指導・支援

(1) いじめの未然防止

本校では次のような取り組みを今後とも実施していきます。

ア　道徳教育等の推進

教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養います。

生徒会が中心になって制定した安心して学校生活を送るための「５つの誓い」を前面に押し立て、傾聴・他者受容誰を基本とする人間関係づくりを推進し、子どもたちが安心して生活できる学校生活の場を全校生徒の手でつくって

いきます。

イ　子どもの自主的活動の場の設定

学校行事・学級活動・生徒会活動などで、子どもが「ありのままの自分を相互に受け止め合うような関わり合い」を育む機会を設けます。３年間で必ず１度は代表生徒として、ことばを言ったり、記念品を受け取ったりします。２ヶ月に一回は表彰の会を持ち、全校生徒の前で表彰し顕彰し、自己有用感を高めていきます。一方で、学校の誇りを自分がつくるという形で、集団への帰属意識を高めるため専門委員会で３つの誇り（あいさつ・清掃・合唱）の推進に努めます。また、学年縦割り集団を活用し、ピアサポートを推進していきます。

ウ　子どもの規範意識の形成の推進

規範意識を高めるために「学校生活の約束」を「生活のきまり」と改め、曖昧な部分なくし、明確化した上で、生徒及び教職員が共通に理解するように図りました。

集団宿泊訓練、防災宿泊訓練、朝礼等をとおして、規律・ルールを守ろうとする意識（規範意識）を育てます。特に、日常生活において、登下校や始業の時間の遵守、服装・頭髪の徹底を図ります。

エ　保護者や地域への啓発

いじめは絶対許されない行為であり、学校は全力でいじめ防止対策を推進することを保護者や地域に対して発信します。一方で、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

なお、ＬＩＮＥに代表されるＳＮＳにおけるいじめ被害を防止する上で、保護者にはＬＩＮＥの内容を確認することの有用性と重要性を理解してもらい、保護者の責任として実施してもらいます。

保護者に保護・監督という法的な責任があるだけなく、ＳＮＳを行うことのできるスマートフォンなどの機器類を与えている道義的な責任が発生していることを理解しています。

(1) いじめの早期発見・早期対応

ア　子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察、日誌の記載事項の確認を基盤に、定期的なアンケート調査等を行います。

本校で行う「いじめアンケート」は、教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度に起きているのかを把握することを主目的とします。「いじめアンケート」は、いじめが起きにくい学校や学年の雰囲気や相談支援をつくる方策を考え、運営していくための、補助的な、しかし重要な手段と考え実施します。集計される数字を真摯に受け止め、日々、生徒の問題と向き合う当事者として、

よりよく改善していくために実施します。

アンケートの実施方法は「無記名、記名選択アンケート」とします。アンケート実施の留意事項はつぎのとおりとします。

- 誰が被害者か加害者かのみを追求する調査ではなく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握する調査とします。
- 「記名式アンケート」は、現在進行中で、深刻な事例（第三者に相談できないようなもの）であるほど回答しづらいという統計が出ています。しかも、アンケートで訴えてきた事例に対応していく姿勢となり、深刻な事例ほど見落としかねないと言われているためです。
- しかし、まさに調査段階で苦しんでいる生徒の訴えを反映し、早期発見に役立てられるように記名式も併用します。記名部分を用紙中央部に設定し、記述への安心感を担保します。
- ふざけたりしないで正直に答えるよう伝えます。
- 回収後は生徒の目の前で大封筒に入れるなど、匿名性を守る姿勢を示します。
- 繰り返し（定期的に）実施します。実施時期は、教育委員会から指示される時期やいじめの顕在化する時期とします。
- アンケートは国立教育政策研究所の生徒指導リーフで推奨されているもの等をモデルとした。**［資料４参照］**

イ　相談体制の整備

スクールカウンセラーや心の相談員の協力を得て、子ども、保護者、教職員の相談を専門的な見地から助言する体制を整備します。いじめの相談を受けた場合には、いじめの様態に応じて、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を必ず守ります。

ウ　学校のいじめに対する措置

(ｱ) いじめの被害相談や報告を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、素早く慎重に事実確認を行います。いじめを受けている子には、絶対に護る姿勢で、痛み・不安に寄り添いながらじっくりと支援します。いじめをしている子には、まずいじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮し聴取します。但し、うそ、いい訳、ごまかしを絶対に見逃さないように、５Ｗ１Ｈを意識し事実の正確な全体像を把握します。その上で指導・支援を行います。終始、報告・連絡・相談は密に行います。

(ｲ) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、学校組織で取り組み、必要に応じてスクールカウンセラー等心理等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。

(ｳ) 必要に応じて、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるように、いじめを行った子どもを離すなど、環境を再整備します。

(ｴ) いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有します。

(ｵ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

(ｴ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えます。

［資料５・６参照］

エ　教職員の資質向上

教職員に対し、計画的に事例検討などの研修を行います。

研修には、いじめ、生徒指導問題、人間関係プログラム、ＳＧＥ、ＳＳＴ、情報モラル、に加え、市町教育委員会が権限を有する出席停止制度や警察・福祉・保護観察等の関係団体などについて、幅広い内容の研修を行います

資料１

学校組合立牧之原中学校いじめ防止基本方針
いじめ対策「さしすせそ」マニュフェスト

学校経営目標の１つ「安全、安心が保証された環境」の整備に、学校組合立牧之原中学校教職員一同取り組んでいきます。生徒が安全、安心を感じ心地の良さを感じ取れるよう、本校は、いじめの防止・発見・対応のすべての対策段階で、さ最悪の事態を想定し　しい慎重に　す素早く　せ誠意を持って　そ組織として対応するという「さしすせそ対応」を基本方針として宣言します。

１　未然防止について

(1) 教育活動全般を通じ、道徳教育等の充実を図り、他者受容の力や思いやり・豊かな心を育みます。
(2) ありのままの自分を相互に受け止め合うような関わり合いの場を設定します。
(3) 日常の生活から諸行事において、子どもの規範意識の形成を推進します。
(4) 保護者や地域に対し、いじめの未然防止から対応について、発信します。特にＬＩＮＥ等のＳＮＳ上の内容の確認を依頼します。

２　早期発見において

(1) 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。
(2) 日頃から観察に努め、小さな危機を見逃しません。
(3) 定期的にいじめアンケートを実施し、生徒の学校生活の維持と改善に活用します。
(4) 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る。」という決意とメッセージを込めて対応します。
(5) チーム・組織として対応します。

３　早期対応において

(1) 担任・学年主任・養護教諭等生徒が「相談できる先生・相談したい先生」と申し出た場合、「申し出のあった先生」が面談します。
(2) 被害者・加害者及び関係者から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとがあったのか、その時どんなふうに感じたかシート等活用し、慎重にそして素早く具体的に聴取します。
(3) チーム・組織として、関係者の正確な情報を収集し、見立て、教職員組織一丸となって毅然と対応します。
(4) 被害者の安全、人権、心の安定が最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。

資料２

学校組合立牧之原中学校いじめ早期発見・早期対応
いじめ対策「さしすせそ」マニフェスト《教職員の指導の留意点掲載版》

本校では、いじめには、防止・発見・対応のすべての対策段階で、さ最悪の事態を想定し　し慎重に　す素早く　せ誠意を持って　そ組織として対応するという「さしすせそ対応」を基本方針として宣言します。

１　早期発見において

(1) 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。

[指導の留意点]いじめは対策を講じなければ止まらないと肝に銘じ対処する。

(2) 日頃から観察に努め、小さな危機を見逃しません。

[指導の留意点]小さな危機を見逃さない。

(3) 定期的にいじめアンケートを実施し、生徒の学校生活の維持と改善に活用します。

[指導の留意点]訴えや申し出があったその日に行動する。

(4) 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る。」という決意とメッセージを込めて対応します。

[指導の留意点]生徒・保護者に教職員との間に温度差を感じるような対応はしない。
生徒・保護者の感情を共有する。

(5) チーム・組織として対応します。

[指導の留意点]緊急の対応が必要な場合、全員との面談を躊躇しない。

２　早期対応において

(1) 担任・学年主任・養護教諭等生徒が「相談できる先生・相談したい先生」と申し出た場合、「申し出のあった先生」が面談します。

[指導の留意点]被害者には丁寧にじっくりと話を聴く。

(2) 被害者・加害者及び関係者から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとがあったのか、その時どんなふうに感じたかシート等活用し、慎重にそして素早く具体的に聴取します。

[指導の留意点]加害者には、まずいじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮し聴取する。うそ、いい訳、ごまかしを見逃さない。

[指導の留意点]５Ｗ１Ｈを意識し事実の正確な全体像を把握して、指導・支援を行う

(3) チーム・組織として、関係者の正確な情報を収集し、見立て、教職員組織一丸となって毅然と対応します。

[指導の留意点]報告・連絡・相談を密に実施する。

(4) 被害者の安全、人権、心の安定が最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。

[指導の留意点]緊急、初期、早期・継続に段階をおって、対応する。

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」　資料３

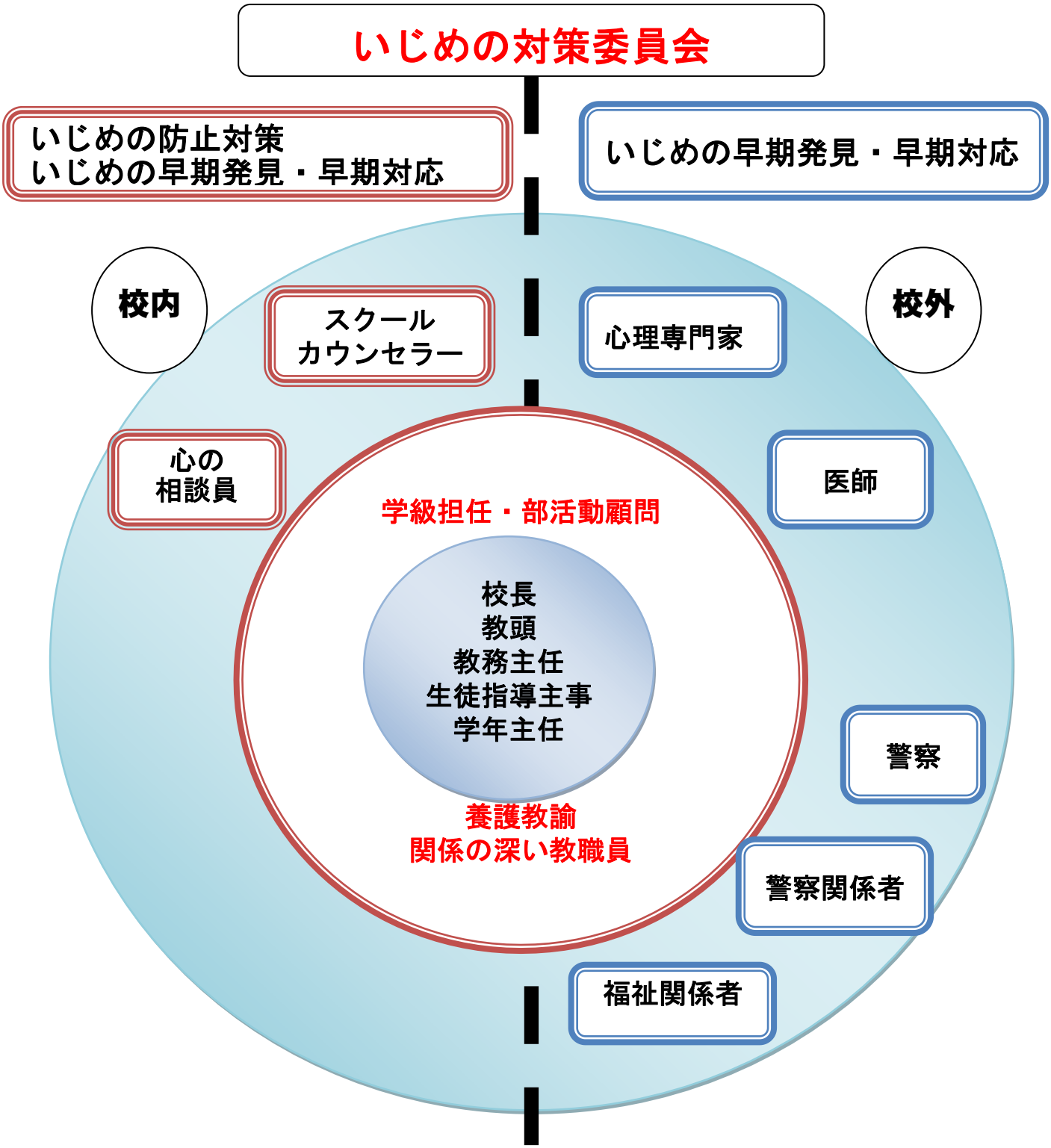

※　いじめ対策委員会は、生徒指導主事を進行役とし、いじめ防止対策等のため、情報の収集、記録や取組方針の企画・立案等を図り、定期的に打合せを行います。

※　いじめ対策委員会は、生徒指導主事を進行役とし、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

いじめアンケート

資料４

このアンケートは、皆さんと一緒に、楽しい、安心できる学校生活をつくりあげるためのアンケートです。次の各質問を読み、質問に正直に答えてください。記号を選ぶ問は〇で囲み、記入部・記入欄は書いてください。（　　）の欄は具体的に記入してください。
あなたが話さない限り、他の人に漏れることはありません。

問１　今の学年になって、いじめられたことがありますか。　　ア　ある　　イ　ない

問２　今の学年になって、いじめられているのかなと思うことがある。　ア　ある　イ　ない

問３　問１もしくは２は今も続いていますか。　　ア　続いている　　イ　続いていない

問４　誰からいじめられましたか。
ア　同学年生　　イ　他学年生　　ウ　同じ部活動　　エ　他校生
オ　その他（　　）

問５　どんないじめをうけましたか。
ア　いいがかり　おどし　　イ　冷やかし　からかい　　ウ　物を隠す　汚す
エ　仲間はずれにされる　　オ　無視する　　カ　殴る　蹴る
キ　お金や物を取る　　ク　笑われることを無理にさせられる
ケ　用事を言いつけられる　　コ　ネット掲示板への書込
サ　その他（　　）

問６　私は、　　年の性別は　　です。名前は　　です。
※名前の記入は自由です。

問７　いじめを受けた人は、誰かに相談しましたか。
ア　相談した　　イ　相談していない

問８　誰に相談しましたか
ア　担任　　イ　保健室の先生　　ウ　それ以外の先生
エ　カウンセラー　　オ　友達・先輩　　カ　家族
キ　その他（　　）

問９　問７でイを選択した方のみ答えてください。相談しない理由はなんですか。
ア　先生に相談すると余計ひどくなる。　　イ　先生に相談しても分かってもらえない。
ウ　自分の弱いところを見せたくない。　　エ　親など相談相手が悲しむ。
オ　その他（　　）

問10　今の学年になって、いじめを見たり聞いたりしたことはありますか。どんないじめか、具体的に記入願います。問５の記号で書いてもかまいません。

いじめ早期発見マニュアルについて

資料５

行動	行動様式内容		関係
発見（把握）	**日常**　**観察を意識し、発見に務める。** （兆し・小さな現象を見逃さない） ○担任・教科　□服装　□表情　□一人の行動 担当レベル　□欠席等の動向 ⇕　□悪口　□冷やかし　□無視 ○ＨＲ・授業　□はやしたて　□紛失　□孤立 集団レベル　□閉鎖的小集団　□物品等破損 ⇕ ○学校レベル　□保健室情報　□教育相談情報 □他の教師情報　□	**突発**　**真摯に直ちに対応する。** ○本人からの申し出・相談・訴え ○保護者・地域等ステークホルダーからの申し出・訴え ○他生徒からの情報提供	**基本方針・留意点　上段**
	定期　**いじめアンケートを実施する。** ○いじめがある ○いじめを見たことがある ○相談できる人がいない		
	学年主任・生徒指導主事へ報告		

対応	いじめはどこにもいつでも起こりうるものであり、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談を徹底する。	**基本方針・留意点　下段**
	事実確認を行い、詳細な情報を収集し報告する。 担任中心　OR　若しくは　AND　学年・生徒指導主事中心 □担任が当該生徒と面談　□学年・生徒指導主事が当該生徒と面談 □担任が関連する生徒と面談　□学年・生徒指導主事が関連する生徒と面談	
	報告内容 ○発見の日常・定期・突発に応じて報告する。 ○被害者・加害者・聴衆等関係する生徒氏名が分かる場合は必須事項。 ○いじめのレベルを１から５段階に分け、レベル２以上は必ず管理職へ報告する。 レベル１：１対１の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等 偶発・単発・一時的等継続していない場合 レベル２：数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視等 レベル３：継続化したレベル２ 蹴る、叩く、物を隠す、物品破損、精神的苦痛を伴う実害 メールによる誹謗・中傷 レベル４：強要、濡れ衣、服を脱がせる等の重度の実害 レベル５：万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・ネットいじめ （※レベル４以上については、警察・児童相談所等との連携も検討する。）	
	事実確認に基づくアセスメント 誰が、誰に、いつまでにどのような指導・支援を行うか。 緊急、初期、早期・継続のビジョンの共有 保護者への連絡 緊急、初期、早期・継続に応じて、連絡する。	

いじめ対応マニュアル

資料６

時期	対応の流れ	教職員の動き
緊急（1日目）	**1　いじめ情報のキャッチ（把握）** ・いじめは対策を講じなければ止まらないということを肝に銘じる。 **2　報告** ・憶測を入れずに事実を報告する。	担任←情報←教職員・保護者 | →→→→報告→学年主任 ↓ 生徒指導主事 →報告→管理職 指示 学年主任 生徒指導主事 指示 ※レベル１等軽微な場合には、報告無しで対応。
初期（1日から2日目）	**3　事情聴取** **事実関係の正確な把握** ・被害者・加害者から事情聴取 ・聴衆・傍観者（いじめ４層構造論）から事情聴取する。 ・教職員からの事情聴取する。 **4　保護者への連絡**	レベル２以上のいじめと認知、判断した場合 ↓　報告・連絡 関係教職員 事情聴取　↓　↓　事情聴取 被害者　加害者 関係職員による情報の突き合わせ・確認 ↓　↓　報告 生徒指導主事　⇄　管理職 指示 事実連絡　↓　↓　事実連絡 被害者の保護者　加害者の保護者 ・事実確認したことを早急に伝える。 ・翌日以降の面談や連絡等の有無について伝える。
早期（3日目まで）・継続	**5　問題状況の把握** **指導体制の構築** ・レベル、緊急度に応じては、マニュアルの対応の流れ１から７までを並行して行う。 ・早期の危機介入を意識する。	被害者 ・アセスメントに応じ指導・援助方針の策定 ・担任、学年、教育相談、保健室、SC にて対応 加害者 ・レベル２から５に応じて指導原案の策定 ・生徒指導主事、学年、担任 （教育相談、保健室、SC） サポートチームにて、指導・援助方針の共有
	6　サポートチームでの継続・支援	□誰が、誰に、いつまでに何を行うか □緊急、初期、早期・継続のビジョンの共有
	7　保護者との協働体制	□被害者・加害者の保護者に対して対応する。 ◇場合によっては、聴衆の生徒の保護者も含む。 □学年・学校として組織的に検討した対応策として伝える。 ◇保護者の感情を理解するよう努める。 ◇正確で具体的な事実と指導・支援方針を示す。 ◇指導・支援への協力依頼する。 ◇いじめレベル、保護者感情に応じて、一過性の情報提供とならないよう十分配慮する。